

鈴鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第25号

鈴鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市税条例施行規則（昭和41年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(軽自動車税の減免)	(軽自動車税の減免)
<u>第5条</u> 略	<u>第5条</u> 条例附則第15条の3の規定に基づき
<u>2</u> 略	<u>市長が定める三輪以上の軽自動車は、三重県</u> <u>県税条例（昭和25年三重県条例第37号）第</u> <u>137条の3の規定により三重県知事が自動</u> <u>車税の環境性能割を減免する自動車の例に</u> <u>よる。</u>
<u>3</u> 前項に規定する身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	<u>2</u> 略
(1)～(3) 略	<u>3</u> 略
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和	<u>4</u> 前項に規定する身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
	(1)～(3) 略
	(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳 <u>（通院医療費の公費負担番号が記載されてい</u> <u>るものに限る。）</u> の交付を受けている者の

25年政令第155号) 第6条第3項に定める
1級の障害を有するもの

うち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号) 第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。